

「障害福祉事業所キャリアパス構築支援事業」

に関する企画提案募集要領

1 事業の趣旨

福祉・介護職員等処遇改善加算の認知度向上や、各事業所による申請へのサポート体制を構築することにより、県内事業所における同加算の取得促進を図る。

2 事業内容

(1) 研修会等の実施

制度の趣旨や活用方法などを幅広く周知するため、事業所や福祉・介護職員を対象とした研修会等を実施する。

(2) 事業所への助言・指導

専門的な相談員の派遣等により、加算取得に必要な賃金規程の整備の具体的手順や、規程の内容等に係る個別の助言・指導を行う。

3 募集する対象者

鹿児島県に事業所を有する民間企業等で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 等の条件に該当しないもの。（詳細は「11 受託者の範囲」に記載）

4 事業の実施期間

令和 8 年 9 月上旬頃から令和 9 年 2 月 26 日までを予定

5 委託契約に係る事業費

2,326 千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 企画提案書の記載内容

(1) 提案する事業計画の内容

- ・事業実施期間
- ・実施しようとする内容などを具体的に記載すること。

(2) 事業スケジュール

(3) 数値目標

(4) 全体事業費（実施しようとする事業費の総額）

※「令和 6 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果の概要」（厚生労働省）を踏まえた内容とすること。

7 事業費内訳書の記載内容

(1) 単価を明示した内訳を具体的に記載した事業費内訳書を提出すること。なお、事業費内訳書には可能な限り見積書、価格表等の根拠資料を添付すること。

(2) 対象経費

事業費に計上可能な経費は、報酬、報償費、賃金、職員諸手当等、共済費、旅費、役務費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、需用費、負担金とする。

(3) 事業費内訳書に係る消費税及び地方消費税の記載方法

①課税事業

既に消費税及び地方消費税が含まれているものについては、消費税及び地方消費税分を減額して事業費を計上し、計上した事業費の総額に対して消費税及び地方消費税分を加算すること。

②免税事業者

事業費総額に対する消費税及び地方消費税の加算は不要。既に消費税及び地方消費税が含まれているものについては、消費税及び地方消費税込みの金額をそのまま事業費に計上すること。

8 企画提案書の提出等

(1) 提出期限及び提出方法

締切：令和8年8月14日（金）17時

持参又は郵送により提出（必着）

(2) 提出書類及び提出部数

①応募書（6部：正本1部、副本5部）※様式第1号

②企画提案書（6部）※任意様式

③事業費内訳書（6部）※任意様式

④団体概要

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（1部）
- ・定款・規約（1部）
- ・会社等概要書（1部）

（経営理念・方針、現在の事業内容、組織体制（組織図等））

⑤決算書（1部）

（直近2期分の貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む。）等）

⑥誓約書及び役員名簿（1部）※様式第2号

受託者の要件（「11 受託者の範囲」の(2)）について、鹿児島県警察本部に照会するため使用するもの。ただし、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は役員名簿については提出する必要はない。

⑦納税証明書（1部）

県税について未納がないことの証明（※）

※ 県税の納税証明書の発行については、地域振興局・支庁に問い合わせること。

なお、本店又は主たる事務所が鹿児島県以外に所在するなどにより、鹿児島県に県税を納税していない場合は、その旨を申し出るとともに、納税地の自治体が発行する納税証明書を提出すること。

⑧その他

必要に応じ、追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 提出・問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県保健福祉部障害福祉課施設支援係

TEL : 099-286-2749 FAX : 099-286-5558

E メールアドレス : s-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp

9 企画提案に係るその他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案に限る。
- (2) 企画提案書等の規格は、A 4 版とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- (4) 企画提案書等は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案者に帰属する。
- (6) 採用された企画提案書等の使用権は、鹿児島県に帰属する。
- (7) 企画提案書等の作成及び審査会の審査に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- (8) 作成された資料等の著作権及び版権は、鹿児島県に帰属する。

10 受託者の決定方法

- (1) 県は、提出された企画提案について審査を行い、受託者を決定する。
- (2) 審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。
- (3) 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- (4) 受託者として決定する旨の通知を受けた場合の契約手続等については、次のとおり（詳細については、決定の通知後別途連絡する。）

①契約の方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。

なお、本契約は企画提案方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積りとする。

また、委託契約の締結は事業年度ごとに行う。

②契約保証金

鹿児島県契約規則第 33 条第 9 号の規定により、契約保証金の納付は免除する。

③委託契約額

県は、受託者に対し、委託事業に要する次の経費を委託費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）として支払う。

- ・委託費の契約は概算契約とし、事業終了後、事業費を精算し、確定の上支払うものとする。
- ・委託費の額の確定額は、実支出額と委託費の限度額とのいずれか低い額とする。
- ・事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、委託費を減額する場合がある。

④委託事業による収入の取扱い

委託事業の実施等により発生した収入がある場合は、原則として返還するものとする。

11 受託者の範囲

鹿児島県に主たる事業所を有する民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等で、次に掲げる条件に該当しないもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者

①当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②鹿児島県との契約等において次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者でその者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないとされた者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオにより一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役所にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平

成 26 年鹿児島県条例第 22 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等 (以下この号において「暴力団員等」という。) であると認められる者

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者

(3) 会社更生法、民事再生法等に基づく公正又は再生手続を行っている者。また、経営状態が著しく不健全である者

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

(5) 県税を滞納している者

12 その他

(1) 委託事業の取組状況や成果等については、県のホームページ等で公開する場合がある。

(2) 当事業は、国の補助金を活用した事業であり、会計検査院による実地検査の対象となるので、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計書類など事業実施に係る関係書類は事業終了後、5 年間保存しなければならない。

また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ、関係書類等を提出すること。

(3) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、鹿児島県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等に対応すること。

(4) 本事業の報告や説明が簡易に果たせるよう、物品代金の支払においては、口座振込を原則とするとともに、毎月の請求・支払履歴の整理を行うこと。

(5) 事業を実施するに当たり、鹿児島県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料及び議事録の作成等に対応すること。